

## ■ 全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見

### (1) 事業計画の目標設定について（意見1）

高齢者施策に関する各事業計画は、具体的な数値目標を設定して、それに向かって事業を推進し結果として目標を達成したのか否か、達成していないのであれば問題点、改善策を洗い出して次年度以降の計画に生かしていくように努めるべきである。

#### (現状及び問題点)

群馬県は高齢者政策を推進するにあたり「群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）」（平成30年度～令和2年度）を策定するとともに、併せて、本県の元気高齢者施策の指針となる「第3期ぐんま元気・活躍高齢者プラン」（平成30年度～令和2年度）を策定し、県の各部局が行う高齢者の就労支援、生涯学習、健康づくりなど、各分野の施策を体系的に取りまとめているが、以降の各事業の項目でも意見を記載しているとおおり、計画やプランの中で掲げている各事業について具体的な数値目標を掲げている事業もあるものの、事業計画についての達成目標や成果指標が設けられていないか、あるいは曖昧でその計画の達成度合いを測定することができない事業がある。

事業を実施するに当たっては、明確な数値目標を設定して、進捗度合いを測り定期的に評価を行って見直しながらそれに向かって事業を推進し、結果として目標を達成したのか否か、達成していないのであれば問題点、改善策を洗い出して次年度以降の計画やプランに生かしていくように努めるべきである。そして、計画やプランを策定するに当たっては、抽象的な目標設定ではなく、可能な限りより具体的なデータや根拠資料に基づいた数値目標を設定して、事後的に計画を達成したか否かを検討することや確認することが可能かどうかを再確認しながら計画を作成することが望まれる。

また、計画の途中で中間評価を行っている事業もあるものの、具体的な改善策を提示することなくその後も事業を進めており目標達成に向けてその評価が生かされていないケースもある。

#### (改善策)

「群馬県高齢者保健福祉計画」や「ぐんま元気・活躍高齢者プラン」で実施する各事業は、具体的な数値目標を設定してその効果を測りながら推進することが望まれる。

### (2) 委託対象経費とする講師謝金の妥当性の検討について（意見2）

講師謝金の妥当性を事後的に判断できるようにするため、講師謝金に関する県の執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当するとして講師謝金を決定する場合には、執行基準の掲げる

どの事項をどのように考慮して判断したのかが分かる客観的資料を残しておくべきである。

### (現状及び問題点)

群馬県においては、平成 28 年度包括外部監査の意見を踏まえ、「講師謝金の執行基準」（平成 29 年 10 月 17 日財第 105 - 4 号）が作成された。委託や補助など、県以外の団体が実施する場合についても、同執行基準を踏まえて必要な単価を決定するものとされている。

執行基準として定められている講師謝金の時間単価は以下のとおりである。

大学教授級	8,000 円以内
その他	4,200 円以内
著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれる講師など、上記の区分により難しい場合	以下の事項を踏まえて、各所属長が必要と認めた額 (1) 当該講師の業績 (2) 当該講師の知名度 (3) 当該講師の年齢や経験年数等 (4) 当該講師が国や他の自治体等で後援等を行った際の支払金額

著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれる講師など、上記の区分により難しい場合として、以下の事例が検出された。

事業内容	1 時間当たり単価 (円)
<small>こうくう</small> 口腔機能向上担当者研修	20,000
研修会	20,000～33,333
ぐんま認定介護福祉士研修会	4,000～15,000
認知症介護等研修	4,000～10,000
介護保険事業所苦情処理研修会	33,333

(注)：口腔機能向上担当者研修の時間は 40～50 分

県の執行基準によれば、「上記の区分により難しい場合」には、(1) 当該講師の業績、(2) 当該講師の知名度、(3) 当該講師の年齢や経験年数等、(4) 当該講師が国や他の自治体等で後援等を行った際の支払金額を踏まえて各所属長が必要と認めた額とされているが、所属長が(1)から(4)の事項をどのように把握してどのように謝金額が妥当であると判断したのかに関する客観的な資料は残されていなかった。

このような状況では、事後的に謝金額の妥当性を検証することは困難である。また、客観的な資料を残しておかなければ、毎年、従前の謝金額を踏襲するだけになりかねない。

### (改善策)

講師謝金に関する県の執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当するとして講師謝金を決定する場合には、執行基準の掲げるとの事項をどのように考慮して判断したのかが分かる客観的資料を残しておくべきである。

### (3) 群馬長寿社会づくり財団の自主財源の確保について（意見3）

群馬県は群馬長寿社会づくり財団の運営について、人件費や一般運営費等の管理費に対して補助金を支給して負担しているが、財団は自主財源によりこれら管理費を賄うべきである。

### (現状及び問題点)

群馬県は公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団の運営について補助金を支給しており、その補助の対象は、事業費及び財団運営に必要な人件費や一般運営費等の管理費となっている。

「公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団県費補助金交付要綱」によると補助対象事業及び経費として以下のとおり定めている。

#### 補助対象事業及び経費

区分	補助対象事業	補助対象経費	基準額 (補助率)
事業費	高齢者を対象として実施する次の事業 ① 健康づくりを推進する事業 ② 生きがづくり等に関する調査研究事業 ③ 社会参加、仲間づくりなど高齢者の生きがづくり等に関する事業 ④ 生きがづくり等に関する普及啓発事業 ⑤ その他の事業で知事が必要と認めたもの	報酬、報償費、旅費、交際費、食糧費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品費、負担金、公課費、その他必要と認める経費	知事が必要と認めた額 (10/10)
管理費	① 人件費 ア 高齢者総合相談センター運営にかかる	報酬、給料、共済費、賃金、報償費、	知事が必要と認めた額

	人件費 イ アを除く財団運営にかかる人件費 ② 一般運営費 ③ その他の管理費で知事が必要と認めたもの	旅費、交際費、食糧費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品費、負担金、公課費、その他必要と認める経費	(10/10)
--	--	---	---------

また財団からの補助金精算書によれば、県の補助金によって賄われている管理費は令和元年度で合計 65,145 千円となっている。

「令和元年度群馬県長寿社会づくり財団県費補助金精算書」より

	項目	補助金 交付決定額	経費総額 (支出合計)	その他の 収入額	県費補助所 要額
管 理 費	高齢者総合相談センター 人件費	19,406 千円	19,153 千円	-	19,153 千円
	財団運営人件費	43,228 千円	42,366 千円	-	42,366 千円
	一般運営費	4,296 千円	3,996 千円	370 千円	3,626 千円
	計	66,930 千円	66,515 千円	370 千円	65,145 千円

群馬県からの要請を受けて行う事業運営に係る直接的な事業費は補助金により県が負担する必要があると考えるが、財団を運営するうえで必要な管理に要する費用については、財団独自の財源で賄われるべきであり、その管理費まで県が補助金として支出することは不合理であり、上記のように単年度で 65 百万円もの補助金を毎年県が負担するのは余りにも負担が多すぎると考える。

#### (改善策)

財団は自主財源をできるだけ確保するように努力して自身の運営費を賄い、県からの管理費に対する補助金を可能な限り減らす必要がある。